

2020年度 消費生活アドバイザー資格試験

論文試験問題（第1時限）

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 1. 制限時間 | 60分 |
| 2. 制限字数 | 800字以内(ただし600字以上
記述することが望ましい) |

(2020年11月29日実施)

消費生活アドバイザー資格試験は、消費生活相談員資格試験を兼ねて実施します。

(受験上の注意)

1. 受験中は、受験票および写真付身分証明書を必ず机に出しておいて下さい。
2. 受験中は、携帯電話等の通信機器の電源を必ず切って下さい。
3. 筆記用具は、HB以上の鉛筆、シャープペンシル、消しゴムを使用して下さい。
4. 参考書・電卓等、3.で記載の筆記用具以外の使用を禁じます。
筆箱等のケース類も机の上に置かないで下さい。
5. 論文試験用紙に受験番号と氏名を必ず記入して下さい。
6. 選択した論題番号(1～4)を必ず論文試験用紙の論題番号欄にご記入下さい。
7. 試験内容に関する質問には一切お答えいたしません。
8. 途中退出する場合は、論文試験用紙を試験監督員に提出して静かに退席して下さい。

一般財団法人日本産業協会

【禁無断転載】

次の論題4題（1～4）の中から1題を選択して記述しなさい。なお、選択した論題番号を論文試験用紙の論題番号欄に記入しなさい。

(論題番号)



<消費者問題>

1. SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) と今日的な消費者問題とのかかわりについて具体例を挙げ、その課題と展望を論じなさい。

<行政>

2. 消費者行政における消費者庁及び各省庁の役割、地方自治体の役割について、事例を挙げて説明しなさい。

<法律1>

3. インターネット上の不適切な表示によって消費者が誤認をしてネットにおける申込みの意思表示を行うというトラブルが増加している。このようなトラブルの現状と、被害の発生防止および回復のための法制度について、以下の語句を全て用いて論じなさい。なお、語句を用いる順序は問わないが、用いた語句に下線を引くこと。

語句：通信販売、表示、確認画面、優良誤認表示

<法律2>

4. 消費者が結んだ契約の効力を否定して、たとえば約束した代金を支払わず、また、すでに代金を支払ってしまっていればその返還を求めるためには、どのような制度が使えるか。民法と消費者法（消費者契約法・特定商取引に関する法律など）の両方につき、具体的な例をそれぞれ1つずつ挙げて対比して説明し、両者の異同を論じなさい。

(メモ欄)